

中野区子どもの権利に関する条例について



子ども相談室ボカコロ
マスコットキャラクター
「だんごず」

2024年12月5日(木)
中野区子どもの権利救済委員
森本 周子

1

自己紹介

森本周子(子どもの権利救済委員・弁護士)

2000年に弁護士登録

2005年～子どもの権利に関する活動開始

- ・いじめ等の学校問題、虐待、子どもの福祉、面会交流
- ・スクールロイヤー、学校での出張授業
- ・いじめ重大事態調査の第三者委員会委員
- ・児相・子ども家庭支援センターの協力弁護士
- ・こども家庭庁いじめ調査アドバイザーなど

2

「子どもの権利条約」とは

- ・世界中のすべての子どもたちがもつ権利を定めた条約（前文と54の条文）
- ・全世界で、この条約の締結国・地域は196。日本は158番目に批准した。
- ・子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり「権利の主体」（「する権利」）であるという考え方に大きく転換させた条約といえる。
- ・さらに、子どもの成長過程において、保護や配慮が必要な子どもならではの権利（「してもらう権利」）も定めている。

★キーワード「子どもの最善の利益」(interests)

その子にとって一番の興味・関心は何か？
その子にとってうれしいことは何か？

3

「子どもの権利」とは・・

■ 子どもの権利条約と子どもの権利

子どもは、権利の主人公(主体)です！

- **生きる権利 (Survival)**
あなたには、命や生活の権利があり、ちゃんとした食事、水をとることができます。そして健康に成長する権利があります。
- **育つ権利 (Development)**
あなたには、学びを保障される権利があります。そして、心身を休め、また遊ぶ権利があります。
- **参加する権利 (Participation)**
あなたには、どんなふうに感じているかを言う権利があります。そしてそれが聞かれ、真剣に受け止められる権利があります。
- **守られる権利 (Protection)**
あなたには、よく対応される権利があり、誰からも傷つけられない権利があります。

日本ユニセフ協会のホームページより

4

「子どもの権利条約」の4つの原則

■ 子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表される



● 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



● 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



● 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



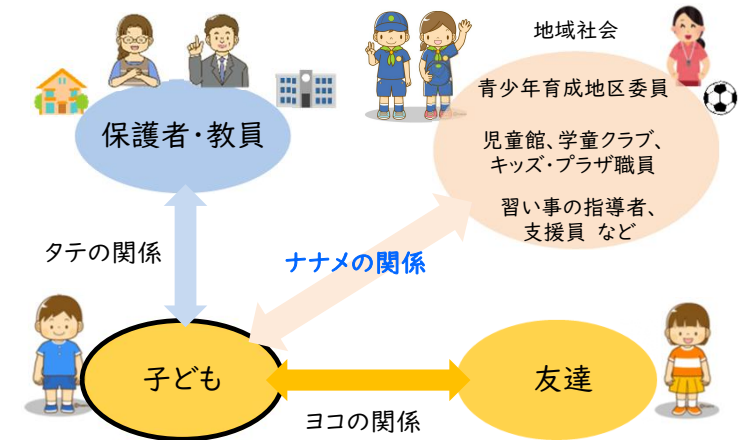
● 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

日本ユニセフ協会のホームページより

5

子どもから見た「タテ・ヨコ・ナナメ」の関係



6

中野区子どもの権利に関する条例

■ 条例の構成

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 子どもの権利の保障
- 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進
- 第4章 子どもに関する取組の推進および検証
- 第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済
- 第6章 雑則



7

前文

- 子ども** 権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障される
- 大人** 子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考える
- 区** 子どもをパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを推進する

前文のポイント

- ★ 大人から子どもへのメッセージを記載
- ★ 子どもはまちづくりのパートナーであることを記載
- ★ 子どもの「今」と「未来」のために子どもの権利を保障することを記載



8

基本理念【第3条】

1. 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
2. 子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
3. 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
4. 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

※子どもの定義

この条例でいう「子ども」とは、区内に在住・在学・在勤する等区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。

18歳の誕生日を迎えた高校3年生などを指します。



9

子どもの権利の保障【第2章】

子どもの居それぞれの場所、場面での権利保障について規定



子どもにとって大切に、あらゆる場面で特に保障される権利

子どもの具体的な生活場面で権利を保障するため、あらゆる場所の「あらゆる場面」で保障される10の権利を規定

10

あらゆる場面における権利の保障【第9条】

1. 身体的または精神的な暴力を受けないこと



2. 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること



3. 家庭的な環境のもとで育つこと



4. 自分の意見等を表明し、それが尊重されること



11

あらゆる場面における権利の保障【第9条】

5. 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること



6. 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること



7. 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること



8. 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること



12

あらゆる場面における権利の保障【第9条】

9. 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと



10. 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと

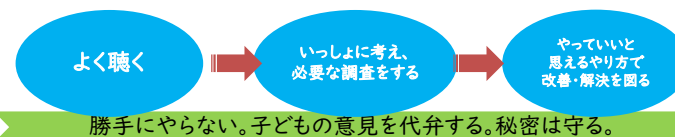


13

中野区子どもの権利救済委員・子ども相談室の設置【第24条】

救済の仕組み

- 子どもからの相談に応じ、権利侵害に対して、子どもの思い、考え、意見を沿いながら、子どもにとって一番良い方法を考え、これを代弁し調整等を行い、問題の改善・解決(救済)を図る。→ **個別救済**



- 子どもから相談または発意を通じて、制度上の問題を発見し、権利侵害が起こらないように制度改善を促す。→ **制度改善**
- 子どもの権利について普及・啓発を図る。→ **普及・啓発活動**

14

子ども相談室の相談体制

子ども相談室には三人の「子どもの権利救済委員」(子どもオンブズマン)がいます

名前	備考
石川 悦子 (いしかわ えつこ)	こども教育宝仙大学こども教育学部教授 公認心理師 臨床心理士
野村 武司 (のむら たけし)	東京経済大学現代法学部教授 弁護士
森本 周子 (もりもと ちかこ)	弁護士 東京都児童相談所協力弁護士 第二東京弁護士会子どもの権利委員会 スクールロイヤー

また、救済委員の職務を助ける「子どもの権利救済相談・調査専門員」がいます

15

子ども相談室の相談体制

子どもの権利救済相談・調査専門員とは

まず最初に相談を聞きます。

そして、子どもに寄り添い、助言や支援を行うほか、必要に応じて、関係機関との連絡、調整などを行います。また、子どもの権利保障についての理解を広めていくため、子どもの権利に関する広報活動などを行います。

現在4名が在籍し、社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士・保育士などの専門資格を持ち、多彩な経験を持った者がいます。

16

中野区子ども
相談室

2023年度 活動報告



17

子どもオンブズマンお手紙相談ははじめました！

2023年度 News!

18

2023年度 News!

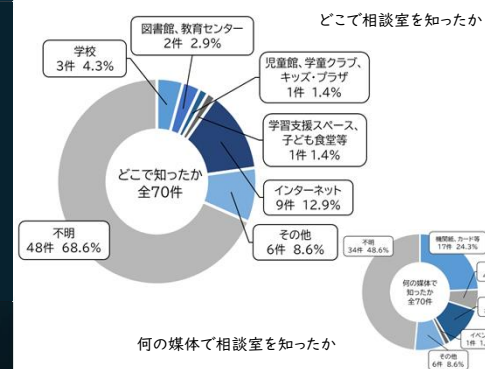


- 子ども相談室の愛称が“ポカコロ”に！
- マスコットキャラクターが“だんごず”に決まりました。
- 5月～6月にかけて、それぞれ募集し、選定の子どもワークショップを行って決めました。11月11日の子どもの権利の日フォーラムなかで、選定に関わった子どもからお披露目、それぞれの作者には、区長から賞状が贈られました。

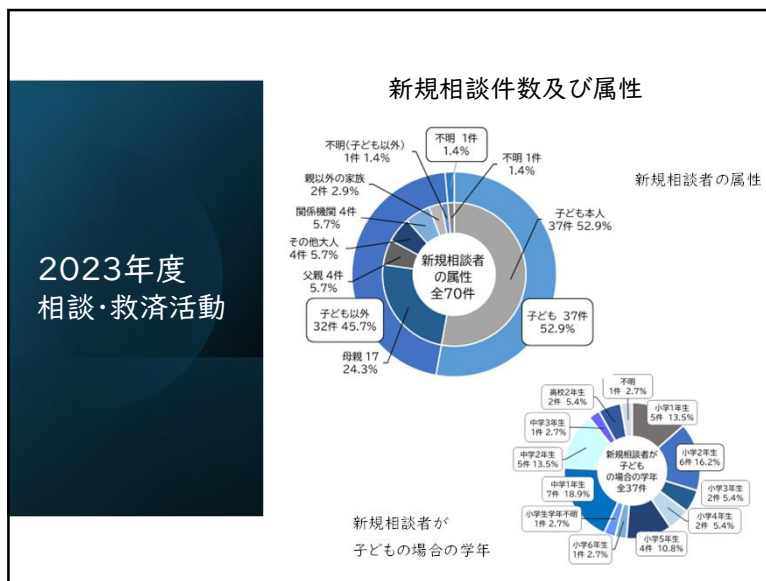
19

2023年度 相談・救済活動

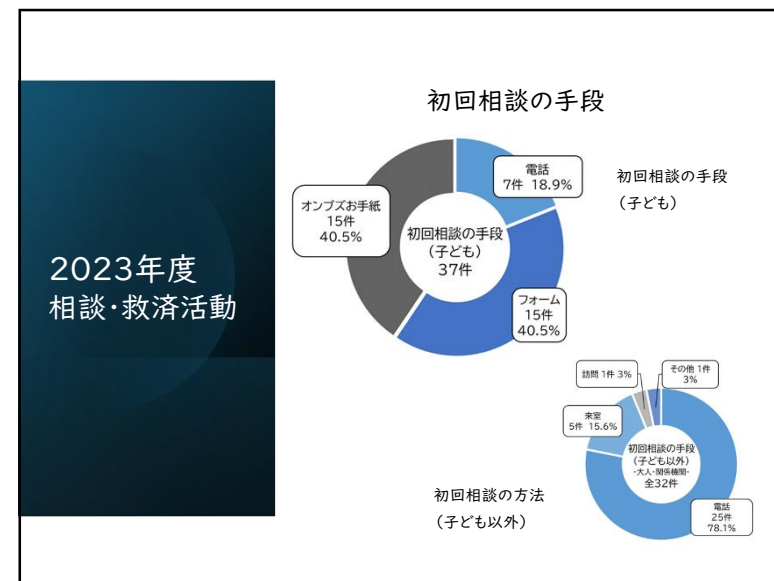
子ども相談室を知ったきっかけ



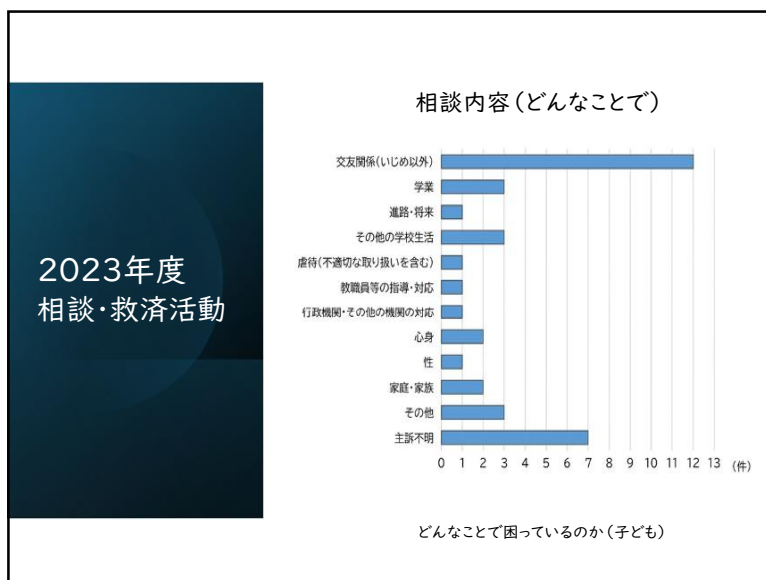
20



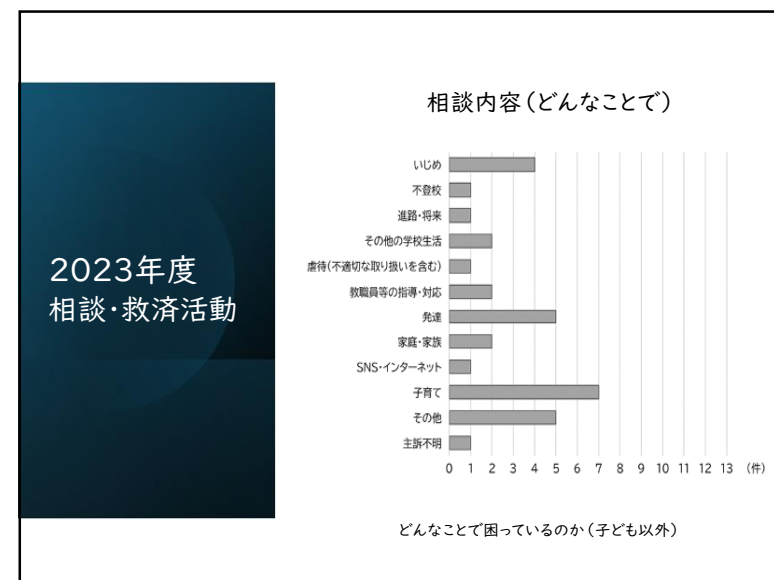
21



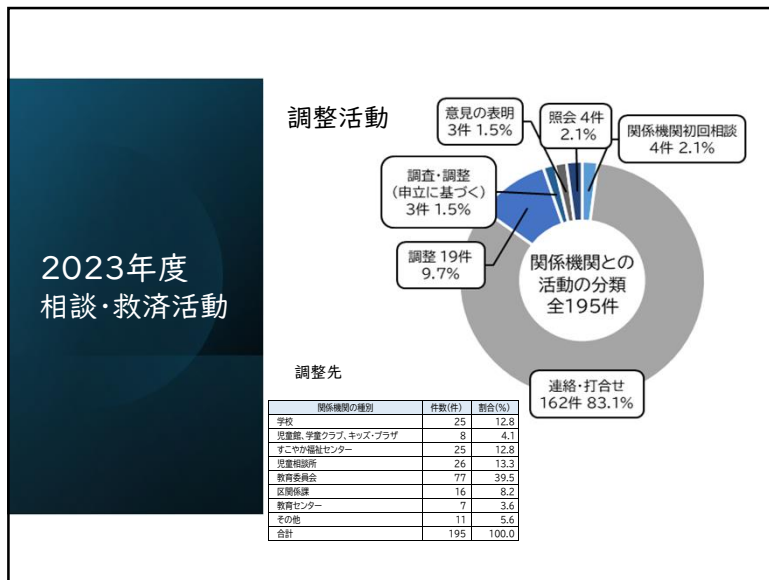
22



23



24



25

事例) 子どもの声を聴くということ

相談者	本人	方法	オンブズお手紙	子どもの所属	小学生
登場人物	本人A	施設職員			
相談の主な内容	施設の設備について感じていること。 変な音が聞こえてきて、区立施設の廊下がこわい。				
相談者	父親	方法	電話	子どもの所属	小学生
登場人物	本人A	父親	校長		
相談の主な内容	Aは、教室で落ち着いて過ごすことが難しく、周囲とのトラブルがある。そのため、学校行事に保護者の同行が求められている。 Aは、授業中に教室を歩き回ってしまったり、友だちとのトラブルで物を投げてしまったり、休み時間に校門の外に出してしまうことがありました。それらのことから、当該学年に予定されている学外での学校行事について、学校から「保護者の同行が必要であり、同行できない場合は参加ができない」と連絡がありました。				

26

事例) 子どもの声を聴くということ

相談者	母親	方法	電話	子どもの所属	小学生
登場人物	本人A	母親	同級生B	担任の先生	
相談の主な内容	Aは「いじめの加害者だ」と言われてしまった AとBは同じクラスの同級生で、休み時間に一緒に遊んだりしていました。ある日の中休みに、AはBに対して、いつもより少し強めの口調で自分の考えを言ったところ、Bは黙ってしまいました。次の日から3日間、Bは学校を休みましたが、Bはこれまでも時々欠席することがあったため、Aは気にとめませんでした。翌々週、Aの母親は担任の先生から連絡を受け、Bの保護者から学校に相談があり、Aがいじめの加害者として指導を受けたことを知りました。				

27

事例) 子どもの声を聴くということ

2023年度 要請・ 意見の表明	中野区長に対し意見の表明を1件行った 【相談内容及び子どもが置かれていた状況】 ◆相談室での第1号ケース ◆当時、1歳児。心疾患のため酸素投与が必要 ◆当時の保育園の実施要綱:3種類の医療的ケアに限定 ①喀痰吸引等 ②経管栄養 ③定時の導尿 ◆酸素投与の医療的ケア →保育園での受け入れ不可
------------------------	--

28

2023年度
要請・
意見の表明

【申立から意見表明まで】

- ◆2022年12月に意見表明を求める申立
- ◆条例24条2項4号
「救済委員は、次に定めることを担当します。
(4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること」
- ◆救済委員（オンブズマン）と専門員による調査開始
- ◆2023年5月「意見表明書」

29

2023年度
要請・
意見の表明

【意見表明書の内容】

- ①保育所医療的ケア事業実施要綱の改正
→保育園制度の拡充に向けて検討の推進
- ②医療的ケア児に対する支援体制の拡充
→医療的ケア児コーディネーターの養成及び体制強化
→関係機関による有機的な連携

30

2023年度
要請・
意見の表明

【医療的ケア児に関する中野区の動き】

- ◆保育所の実施要綱改正(R5.5.1付)
→「前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの」を追加
- ◆「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」(R4設置)
→R5から運営開始。次期計画期間においても協議会の活性化に努め、医療的ケア児等支援の体制構築に努める
- ◆一元的な医療的ケア児等の相談窓口の設置を検討

など

31

2023年度
子どもの権利の
普及・啓発



☆子どもの権利の日フォーラム



☆子ども相談室愛称・マスコットキャラ

選定ワークショップ



☆研修講師派遣

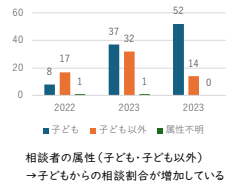
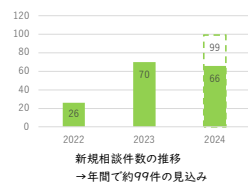


☆広報誌「ボカコロだより」

32

【参考】
2024年の
主な活動状況

☆相談状況(11月末時点)



☆子ども相談室ワークショップ
(7～11月・全5回)



「子どもの権利を広めるには」を
テーマにボカコロだよりを作成

☆子どもの権利の日フォーラム
(11/16開催)



ハイティーン会議メンバーの参加、
出張プレーパークの実施 など

☆その他、近隣児童館などへのアウトリーチ活動の開始 など